

携帯電話等使用規程

総社市立昭和中学校

第1条（総則）

本規程は、本校職員の校内及び業務中における携帯電話の使用並びに本校職員と生徒及び保護者との連絡方法について定めるものとする。

第2条（携帯電話使用規程）

業務中、職員室・校長室・印刷室・放送室以外に携帯電話を持ち出さない。ただし、屋外運動場における保健体育等の学習活動及び部活動の指導並びに校外における諸活動等、緊急連絡に必要な場合を除く。

第3条（生徒及び保護者との連絡方法）

- 1 本校職員が生徒及び保護者へ連絡する場合は、学校の固定電話から家庭の固定電話もしくは生徒個人調査票又は保健室の健康カードに記載された緊急連絡先の携帯電話に連絡することを原則とする。
- 2 生徒及び保護者から担任、その他の職員へ連絡する場合は、原則として学校の固定電話に連絡するよう周知することとする。

第4条（使用禁止）

生徒及び保護者の携帯電話に電話及び電子メールをすることは、第3条に規定された場合を除き、原則として禁止する。また、ソーシャルネットワーキングサービスを用いて連絡することも、原則として禁止する。

第5条（使用許可）

前条の定めに関わらず緊急かつ迅速な対応が必要で、他に連絡手段がない場合、又は不登校等により他に意思の疎通が困難な場合に限り、生徒及び保護者に対して個人の携帯電話を使用することを許可する。その際は、事前又は事後速やかに管理職に申し出ることとする。

第6条（使用上の注意）

第5条により使用する場合は、次の点を厳守する。

- (1) 私用では絶対に使用しない。また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切に取り扱う。
- (2) 必要がなくなった場合、電話番号等の情報は速やかに削除する。

第7条（その他）

その他生徒の安全確保等のため、やむを得ず携帯電話使用の必要性が想定される場合は、事前に管理職と協議する。

附則

この規定は、平成28年5月10日から施行する。